

ID: 170

担当部署: みどり環境部 環境政策課

処分の概要	使用料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	エコプラザ西東京条例 第11条		
例 規 番 号	平成19年条例第67号		
【根拠条文】 (使用料の納付) 第11条 利用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 8 年 2 月 1 日